

小松島市犯罪被害者等支援条例（案）の修正について

1. 第1条（目的）について

「施策を総合的かつ計画的に推進することにより,」とあるのを「施策を総合的に推進することにより,」に修正。

（理由）今後策定予定の要綱を状況に応じて改定することにより対応

2. 第7条（相談、情報の提供等総合支援窓口の設置）について

タイトルを（総合支援窓口の設置等）に改めるとともに、第8条の内容を第7条に盛り込む形で文言修正。

（理由）第7条と第8条とが内容的に似通っている部分があるため

3. 第8条（相談及び情報の提供等）について

削除

4. 第9条（経済的負担の軽減）について

条ずれにより第9条を第8条に改めるとともに、「必要な経済的支援を行う」とあるのを「必要な支援を行う」に修正。

（理由）条文中に「経済的負担の軽減を図るため」の文言があるため

5. 第10条（居住の安定）

条ずれにより第10条を第9条に改めるとともに、「市営住宅の一時的な利用その他の」を削除

（理由）具体的な支援の内容については、資料4の施策体系に記載するため

6. 第11条（雇用の安定）について

削除

（理由）内容的に第14条（市民等及び事業者等の理解の増進）と重複しているため

7. 第12条（保健・医療サービス及び福祉サービス等）について

条ずれにより第12条を第10条に改めるとともにタイトルを（保健・医療サービス及び福祉サービス等）から（日常生活支援等）に修正。条文についても日常生活支援に関する項目を追加修正

（理由）支援の内容が、保健医療・福祉サービス等に限定されるものではないため

8. 第13条（安全の確保）について

条ずれにより第13条を第11条に改める。

9. 第14条（市民等及び事業者等の理解の増進）について

条ずれにより第14条を第12条に改めるとともに、「広報及び啓発活動に努めるものとする。」とあるのを「広報及び啓発活動を行うものとする。」に修正。

10. 第13条（学校における支援）について

新規の条文として追加

11. 第15条（支援の制限）について

条ずれにより第15条を第14条に改める。

12. 第16条（委任）について

条ずれにより第16条を第15条に改める。